

◎みちのく岩手観光立県基本条例（条例第28号）

- 1 観光立県を実現するための基本理念を定め、県の責務並びに市町村、県民、観光に係る団体及び観光事業者の役割を明らかにするとともに、観光振興の基本となる事項を定めることにより、優れた観光地の形成のための施策の総合的な推進を図り、もって活力ある地域づくり、県民生活の向上に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 用語の意義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 市町村の役割について定めることとした。（第5条関係）
- 6 県民の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 観光に係る団体の役割について定めることとした。（第7条関係）
- 8 観光事業者の役割について定めることとした。（第8条関係）
- 9 観光振興に関する基本方針について定めることとした。（第9条関係）
- 10 観光振興に関する基本計画について定めることとした。（第10条関係）
- 11 観光に関する調査の実施等について定めることとした。（第11条関係）
- 12 観光振興の施策を推進するための体制の整備等について定めることとした。（第12条関係）
- 13 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第13条関係）
- 14 施行期日  
この条例は、平成21年7月1日から施行することとした。（附則関係）